

## 令和2年度障害福祉に関わる施策要望 項目

### 1 誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくるための施策

- 障害者幸住条例の理念に沿った施策の推進について(山視協)
- 相互理解促進のための啓発・広報活動の推進について(山障協)
- 健全者と障害者の交流の推進について(山身連)
- 障害者スポーツ施設を兼ね備えた障害者交流センター設立について(山視協)
- やまなし地域づくり交流センター(仮称)整備事業について(山障協)
- 「共生社会」実現を目指すための障害福祉に関わる情報提供の充実について  
(育成会)
- バリアフリーの推進について(山身連)
- 防災新館1階のバリアフリー化について(山視協)
- 情報環境の整備について(山視協)
- 手話通訳等による金融機関における本人確認について(山聴協)
- 広報・問い合わせの FAX の掲載について(山聴協)
- 電車内の音声情報のディスプレイによる表示について(山聴協)
- 緊急車両の緊急走行時等の表示について(山聴協)
- 県内ドライブスルーへのタッチパネル等の導入について(山聴協)
- 県内のエレベーターへの液晶パネルや聴覚ボタンの設置について(山聴協)
- 観光地における手話ガイド等の促進について(山聴協)
- 県内ローカル放送の字幕化とバリアフリー化について(山聴協)
- 市町村議会テレビ生中継の字幕放送・手話通訳挿入について(山聴協)
- 山梨県手話言語条例の早期制定について(山聴協)
- 県立科学館への障害者用エレベーターの設置について(山肢連)
- 小瀬スポーツ公園第3駐車場からの安全で便利な移動環境の整備について(山肢連)
- 防災対策の推進について(山障協)
- 喉頭摘出者に対する災害時の医療提供体制について(喉頭摘出者福祉会)

### 2 望む場所、快適な環境で自分らしく暮らすための施策

- 障害者福祉に係る広範な情報の迅速で分かりやすい発信について(山障協)
- (再)「共生社会」実現を目指すための障害福祉に関わる情報提供の充実について  
(育成会)
- 公共運賃の割引について(精家連)
- 移動環境の整備について(山視協)
- 視覚障がい者特別養護老人ホーム建設について(山視協)
- 地域活動費の充実について(山視協)

- ろう乳幼児が手話言語を獲得・習得できる機会の保障を目指した、新生児聴覚スクリーニング検査における環境整備について(山聴協)
- 日中活動サービスにおける基本日数(原則日数)の実情に即した取扱いについて  
(事業所協議会)
- 透析患者の表彰に係る副賞費の助成について(梨腎協)
- 障害者本位の重度心身障害者医療費助成制度の実現について  
(山障協)(山身連)(精家連)(山視協)

### 3 自らの力を高め、いきいきと活動するための施策

- 山梨県における障害者雇用の促進について(山障協)
- 精神障害者の雇用確保と賃金アップについて(精家連)
- 就労環境の改善・整備について(山視協)
- 障害者雇用における障害の種別ごとの雇用率及び等級ごとの内訳の把握について  
(山聴協)
- 障害者雇用の改善や新たな雇用の創出に向けての取り組みの継続について  
(育成会)
- 文化芸術活動を通じた社会参加への支援(山障協)
- (再)障害者スポーツ施設を兼ね備えた障害者交流センター設立について(山視協)
- (再)やまなし地域づくり交流センター(仮称)整備事業について(山障協)
- 障害者スポーツの推進について(育成会)
- 公共体育施設の使用料減免について(スポ協)
- 地域でのスポーツ教室の実施について(スポ協)
- 障害者スポーツの一層の普及、強化について(スポ協)
- 小瀬、緑が丘スポーツ公園体育施設への障害者スポーツ用具の設置について  
(スポ協)
- 障害者スポーツ競技のアスリート養成・強化について(スポ協)
- 障害者スポーツセンター(仮称)の整備について(スポ協)

### 4 施策推進のための環境づくり

- 予算編成と執行について(山障協)

## 令和2年度障害者福祉に関わる施策要望

### 1 誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくるための施策について

#### ◆ 障害者幸住条例の理念に沿った施策の推進について（山梨県視覚障がい者福祉協会）

改正障害者幸住条例が施行されてからすでに3年が経過した。条例には、不当な障がい者差別の禁止、県等行政機関における合理的配慮の提供義務、事業所における合理的配慮の努力義務など、私たちにとっては、大変頼もしい内容が盛り込まれており、これが実現されているなら私たちが生きてゆくうえで強い味方になることは間違いない。

相談体制が確立されたことは一歩前進だが、合理的配慮の提供はそれほど進んでいるとは思えない。条例改正が障がい者差別のない真の意味での共生社会到来への大きな原動力となるよう、県の積極的な施策の展開をお願いする。

#### ◆ 相互理解促進のための啓発・広報活動の推進について（山梨県障害者福祉協会）

障害者週間には、福祉ふれあい会議において、障害福祉課のご協力もいただき甲府駅及びイオンモールにおいて街頭啓発活動を実施しているところである。

しかしながら、これが唯一の街頭啓発機会であるものの啓発物品などについても参加団体の会費に頼るしかなく、県民の皆さんに関心を誘えるような効果的な啓発物品等の用意はできず、呼びかけにもなかなか苦慮しているところである。

行政、民間一体となって効果的に行えるよう、是非とも最低限の物品等が確保できるような支援をお願いしたい。

また、相互理解の促進のためには、障害のある人とない人が交流できる場をつくっていくことが重要である。単にパラスポーツの紹介ではなく、人と人が交流できるような機会づくりを是非、積極的に工夫して実施していただきたい。

更に、障害者虐待防止法や障害者差別解消法が制定され、山梨県幸住条例も改正、施行されたものの未だ社会のバリアは存在しており、国では、東京オリ・パラ2020に向けても、障害者差別の解消や障害者への偏見を無くす「心のバリアフリー」の推進を図っているところであり、県においてもまさしくレガシーとなるような具体的な事業を果敢に実施されるとともに、市町村支援等を積極的に推進していただきたい。

#### ◆ 健常者と障害者との交流について（山梨県身体障害者連合福祉会）

- ① 障害者への理解を深めて頂きたく、スポーツ大会（パラ競技だけでなく）や文化交流（創作活動等）の場をつくっていただきたい。
- ② 旧「かえで荘」のような機能をもった集える施設（障害があっても気軽に入れる大浴場とか）があれば、家にこもりがちな人たちも外出の機会が増えると考えられます。

## ◆ 障がい者スポーツ施設を兼ね備えた障がい者交流センター設立について

(山梨県視覚障がい者福祉協会)

視覚障がい者のスポーツに対するニーズは年々高まり、スポーツ人口も増加している。特に来年8月に開かれる東京パラリンピックもあって、社会からも多くの関心が寄せられてきている。しかしながら、本県に目を向けてみると県内のスポーツ施設は、設備面や場所、交通アクセス等多くの点で視覚障がい者が利用可能な施設とは言えない。

現在本会では、グラウンドソフトボール部、サウンドテーブルテニス部が年間を通して活動しているが、それぞれ練習会場やトレーニング場の確保、用具の収納場所などに大変苦慮している。

グラウンドソフトボール部では、規定以上の広さがあること、土のグラウンドであること、視覚障がい者のプレイに危険が無いこと、交通アクセスの良いこと、使用料が安価であることなど、条件に合う会場を毎週確保するのは大変困難である。

また、サウンドテーブルテニス部では、臨時的に山梨県福祉プラザのホールをお借りしており、山障協のご尽力により今年度から練習台2台の設置が認められるようになったが、スポーツ施設ではないため練習日や練習時間が他団体の活動状況により制限されること、冷房設備が無く夏季の練習に不安があること、更衣室やシャワー設備が無いことなど多くの課題を抱えている。

なお、県内にはサウンドテーブルテニスの卓球台が5台ほどあるが、設置場所や収納場所が無いことから、状況をご理解いただける民間の倉庫に保管をお願いするしかなく、全く活用できない状況である。

また、ボランティアセンターが閉鎖されてしまった今、これに代わるべき新たな施設の整備も急務である。

そこで、以下の条件を満たす「障がい者スポーツ施設を兼ね備えた障がい者交流センター」の整備を強く要望する。

- (1) ホールや会議室、学習室、多目的室など交流センターとしての機能を充分備えていること。
- (2) 安心して利用できるよう、様々な障害に応じたきめ細やかな配慮がなされていること
- (3) 各障がい種別に特化したスポーツ施設や器具が整備され、必要十分なスペースとスポーツ活動に必要な各種機能が備えられていること
- (4) 障がい者が優先的に利用でき、ハード・ソフト両面で安全に利用できる環境が整っていること
- (5) 整備場所が視覚障がい者にも利用しやすいよう、公共交通機関の充実した地域であること(甲府駅に近いことが望ましい)
- (6) 夜間や土日など社会人のニーズにも配慮した利用時間の設定がなされること

なお、このような施設は、規模等の違いはあれ関東周辺のすべての都県に整備されており、本県においても一日も早い整備をお願いするものである

◆ **やまなし地域づくり交流センター（仮称）整備事業について（山梨県障害者福祉協会）**

先般、知事が表明された交流センター事業については、旧ボランティアセンターの有効活用を図るとともに、その利活用方法によっては、共生社会の一層の推進に寄与する有意義なものとなることが大いに期待されるところです。

障害者の社会参加活動に当たっては、かつての福祉施設「かえで荘」の機能を果たすものもなく、交流のための場さえも確保されていない。

さらに、各県には備えられている障害者用のスポーツ施設さえも無い状況である。

このため、従前から、交流施設、スポーツ施設の整備を要望してきたところであり、この検討については引き続きお願いするところですが、今回の交流センターの整備に当たっては、障害者の交流の場、軽スポーツが行える場等、共生社会づくりに資する機能を是非とも備えていただけるよう強く要望します。

◆ **「共生社会」実現を目指すための障害福祉に関わる情報提供の充実について**

（山梨県手をつなぐ育成会）

「共生社会」の実現を目指すには、まず、障害福祉に関わる法制度や各種取組み、障害児者の状況などを県民全体に向け情報提供（身近な地域から）することが重要です。

そのために、県及び市町村の発行する広報誌などで、次の事項を継続的に掲載していただけるようお願いする。

- ① 我が地域の福祉事業の紹介
- ② 一般就労を支援している企業の紹介
- ③ 障害者雇用に関わる各団体事業所の紹介
- ④ 障害者自立支援協議会の要項や活動状況などの紹介
- ⑤ 障害者の生涯学習（教育、スポーツ、文化など）の紹介
- ⑥ その他、共生社会の実現に向けて情報提供、交流の促進に関する事項

◆ **バリアフリーの一層の推進について（山梨県身体障害者連合福祉会）**

① 公共施設のバリアフリー化は大分進んでいますが、県内観光地のホテル等の宿泊施設のトイレは車いす使用者が不便を強いられています。

② 観光バス会社のリフトバスの数が県全体でも少なく、研修旅行等を計画し早期に申し込んでも確保できない時があります。

これらについて、県から積極的に改善の働きかけをお願いします。

◆ **県防災新館1階のバリアフリー化について（山梨県視覚障がい者福祉協会）**

学習会や講演会、交流会会場として活用する防災新館のバリアフリー化については毎年要望を重ねた結果、トイレの点字表示や音声案内などいくつかの改善がはかられ感謝しているところであるが、私たちの最も利用頻度の高い交流室周辺のバリアフリー化はほとんど進んでいない。

そこで、引き続き以下のバリアフリー化をお願いしたい。

- (1) 正面玄関の位置が分かるよう、シグナルエイドに反応する音声案内装置を設置  
(誘導ブロックはあるが、盲導犬ユーザーはその上を歩かない)
- (2) 館内誘導ブロック(屋内用)を設置し、事務室や交流室、オープンスクエアやオープンカフェなどへの安全な移動環境の整備
- (3) 事務室、交流室やオープンスクエアの点字表示  
特に、交流室に向かう誘導ブロックについては景観との兼ね合いから敷設が困難との回答もお聞きしているが、私たち視覚障がい者には到底納得できるものではない。  
改正障害者幸住条例が施行されて3年、合理的配慮の提供という観点からも速やかな対応を強く望む。

#### ◆ 情報環境の整備について（山梨県視覚障がい者福祉協会）

視覚障がい者の日常生活のバリアの一つとして、文字の読み書きなどの情報処理の問題がある。特に視覚障がい者のみの家庭では、生活に密着した大切な書類の発信元や内容を確認することができない。ヘルパーの方に代読をお願いするとしても、個人情報観点からも問題があり、必要な情報を自由に知りたいというのが長年の願いである。

近年、視覚障がい者の情報取得環境は見え方や年齢により点字、拡大文字、音声コード、パソコンやスマートフォンの活用など様々であるが、視覚障がい者が参加する県関係の会議資料や送付書類の点字化や拡大文字化、音声コードの添付や発信元の点字表示、メールなど電子データによる資料の提供など個々のニーズに応じた柔軟な対応の取り組みを引き続きお願いするとともに、各市町村や民間等への普及につなげて欲しい。

また、視覚障がい者においてもパソコンやスマートフォンの普及が進み Web ページの利用が増大している。今後とも更なるウェブアクセシビリティの向上と普及に努めていただきたい。

#### ◆ 手話通訳等による金融機関における本人確認の実施について（山梨県聴覚障害者協会）

現金自動預け払い機 ATM のトラブル時の連絡方式が音声電話のままです。そのためにバリア的起因が考えられるので、その改善を県内金融機関に働きかけてほしい。

また、キャッシュカード、クレジットカード、マイナンバーカード等個人特定パスワードを有するカードの紛失による緊急停止等の手続きには、電話対応時に本人の声が絶対要件です。

聴覚障害者の場合、本人確認としては手話通訳または代わりの方の電話対応がまだ認められていない状況であることから、金融機関に改善を働きかけてほしい。

#### ◆ 広報・問い合わせの F A X の掲載について（山梨県聴覚障害者協会）

イベント等の広報は電話番号のみを記載したお知らせが多く、電話による問い合わせができないろう者への配慮は十分ではありません。

福祉関係のイベントだけではなく、すべてのイベントについて申込先・問い合わせ先の F A X 番号も掲載し、情報の格差が生じないように働きかけてほしい。

◆ 電車内の音声情報のディスプレイによる表示について（山梨県聴覚障害者協会）

障害者は視覚で情報を得ることが多いが、車内表示ディスプレイを見て、あといくつで降りるか、乗り換え等の情報を知り安心できるが、事故等の災害が起きたとき、一時的に停車、遅延する場合があります。

車内表示にて情報提供があれば現状を把握でき、不安要素が減るメリットにもなります。

音声情報と視覚情報は対等なものであり、バリアフリーの理念に基づき、視覚的に情報を受け取れるよう、車内表示ディスプレイを整備すべきと考えます。

◆ 緊急車両の緊急走行時等の表示について（山梨県聴覚障害者協会）

街中で遭遇する機会の多いパトカー等の緊急車両についてですが、緊急走行の音なのか、パトロールの音なのか、その音の違いが、サイレンが聞こえない私達には区別がつきません。

そのため、パトロール車両が後ろについた場合、道を空けなければならないのか、またもしかすると自分が違反をしたのかとすごく不安になります。

緊急走行とパトロール走行の違いが目で見えてわかるように改善が図られるよう、県内警察署・県内消防署に要望してほしい。

◆ 県内のドライブスルーへのタッチパネル等の導入について（山梨県聴覚障害者協会）

ドライブスルーを利用したくても、マイクを使用した音声でのやり取りのため、聴覚障害者は利用出来ません。

聴覚障害者でも利用できるようにタッチパネルの導入か、窓口到手話でのやり取り等視覚的に確認できる方法に改善してほしい。日本語が苦手な外国人の方にも対応できるので、メリットは大きなものがあります。

◆ 県内のエレベーターへの液晶モニターや聴覚ボタンの設置について

（山梨県聴覚障害者協会）

エレベーターの緊急停止など、不測の事態が起きてしまい、聴覚障害者がエレベーターに閉じ込められた時の恐怖は言い表せないものがあります。

東京などの殆どのエレベーターには、非常時の対応のための文字による情報提供が可能な液晶モニター、または、聴覚障害者の存在を外部に知らせることができる聴覚ボタンを広く整備しています。

県庁、行政機関、店舗などのエレベーターに液晶モニターまたは聴覚ボタンの搭載整備を求めてほしい。

◆ 県内の観光地における手話ガイド等の促進について（山梨県聴覚障害者協会）

全国各地の観光地で手話ガイドを行っています。県内には多くの観光客でにぎわっている観光地が増えています。もちろん多くのろう者も訪れていますが、手話によるガイドを

実施しているところが限られ、聞こえる観光客と比べて観光を楽しむには十分であると言えません。

手話ガイドを促進する取り組みを行ってください。

◆ **県内ローカル放送の字幕化とバリアフリー化について（山梨県聴覚障害者協会）**

全国ネット放送が作成した番組には字幕がつけられていることが多いが、ローカル放送局となると字幕が使用される割合がかなり低い状況にあります。十分に情報を享受できていない状況が続いています。災害時の情報保障の不安も大きく、ドラマの途中のCMが入ったときに、CMを優先するあまりドラマの字幕が途中で切れてしまうこともあります。字幕化とともに字幕表示が見やすくなるよう改善を求めてください。

◆ **市町村議会テレビ生中継の字幕放送・手話通訳挿入について（山梨県聴覚障害者協会）**

県議会の日程の始め、終わりの生中継に手話を付与していますが、市町村議会にも全ての生中継に手話通訳・字幕付与も入れるよう働きかけてほしい。

◆ **山梨県手話言語条例の早期制定について（山梨県聴覚障害者協会）**

2016年改正の山梨県障害者幸住条例に「手話」が言語として認識され、山梨県職員への手話研修や山梨県ホームページに手話動画を取り入れる等の事業を進めていますが、手話普及だけでなく、ろう児・者への手話言語獲得や医療、教育、雇用、司法等の様々な場面で手話を使える環境整備を保障する必要があります。

2017年10月、後藤前県知事に「山梨県手話言語条例」要望書を提出した際に、まず庁内の課題整理を行い、その上で検討委員会を設置するか検討したいと何回も繰り返して同じ回答になっています。

まだその進捗状況は見えていない状況にあり、今後同じようなことを繰り返さないため、条例の動きについてきちんと説明して頂きたいと存じます。

ぜひ新しい長崎県知事には私たち協会と会っていただいて、県知事に県手話言語条例についてのお考えを直接お聞きしたいと存じます。

「手話言語条例」制定の基本的な考え方は地域での「言語としての手話環境の整備」、「手話の理解、普及」を推進するためです。わたしたちろう者が暮らしやすい環境（地域）を確保するため、手話言語施策に関する基本的な柱として、「手話の獲得」「手話の習得」「手話の普及」「手話の使用」「手話の研究保存」があります。

この柱を基に地域での手話言語に関する施策を推進するために地域の特性を考慮した「手話言語条例」が必要です。

「手話言語条例」はろう当事者参画のもと、地域の実情に応じて検討されていることが大切です。そのうえで、手話が自由に使えたり、ろう児が手話を身につけたりすることができる環境整備に共に取り組むことが重要です。また手話通訳者・指導者の養成、ろう学校における手話言語教育の推進、及び県立の学校等での手話学習の推進、手話言語の保存・調査・研究などが主なポイントとなります。

特に「手話の獲得」「手話の習得」の面でろう学校での手話言語教育の推進を強化するためには「手話言語条例」の条文に盛り込み、具体的な施策を進めていく必要があると考えます。

市区町村条例についても、市区町村民への理解と普及が中心となります。ろう者に関わる公的機関をはじめ、企業、町内会などの住民、地域の小学校・中学校などへの手話普及、また手話通訳者の配置など手話による意思疎通支援等の施策推進が大きなポイントとなります。

多様な言語環境を整備することを目的とする手話言語条例と、多様なコミュニケーションが使用でき、あらゆる情報に容易にアクセスできる環境整備との違いを、行政等に理解していただくことが大切です。

#### ◆ 県立科学館への障害者用エレベーターの設置について

(山梨県肢体不自由児者父母の会連合会)

現在、車椅子での科学館への入場は正面1階のエスカレーターを利用することとなりますが、到着したら1階から呼び出し連絡をして係の方に来て頂き、エスカレーター利用者の合間を狙い昇降を止め1台ずつの昇降となります。

何人もの車椅子での利用の場合、階段利用ができない障害者やお年寄りで足の不自由な方は相当な時間、待たなければなりません。帰りの時も同様です。

このような状況から、気兼ねなく利用できる外設置のエレベーターを正面駐車場に近い場所に設置していただきたい。

#### ◆ 小瀬スポーツ公園第3駐車場からの安全で便利な移動環境の整備について

(山梨県肢体不自由児者父母の会連合会)

小瀬スポーツ公園第3駐車場の北側出入口から各施設への次のような移動環境について、誰にも安全で便利な環境となるよう早急な検討をお願いしたい。

- ・ アイスアイスアリーナ側への道路の横断については、車両が通行する部分は平らになっているものの、横断歩道の接続部分には段差があり、車椅子や目の不自由な方、高齢者などには危険な状況となっている。
- ・ 武道館側へ向かおうとすると駐車場西側の道路を横断する必要があるが、歩道も横断歩道も無く危険な状況。

横断歩道を利用して行くためには、段差のある横断歩道をいったんアイスアリーナ側に渡り、歩道を西進して、再度、武道館に近い横断歩道を渡ることとなる。

歩行者専用橋の設置などについても検討をお願いしたい。

#### ◆ 防災対策の推進について（山梨県障害者福祉協会）

多様な障害や障害当事者のおかれた実情や希望を生かした防災対策が立案、実施されるよう市町村との意見交換の機会が、一昨年度末の峡東地域を皮切りに順次5地域において設けられ、非常に有意義なものとなった。

今後はこれをきっかけに、各地域において県や市町村の防災担当者との情報交換や連携が推進され、障害者にもわかりやすく効果的な防災対策が進むことが期待される場所である。

今後、県におかれては、特に避難行動等要支援者に係る次の事項の具体的な取り組みについて、当事者や当事者団体等における理解の推進が図られるよう、市町村等と連携し進捗管理に当たられるとともに、当事者等に対する丁寧な情報提供や説明をお願いする。

更に、当事者や家族等が、このような基本的な仕組みや市町村の状況を理解した上で、災害が起こる前に何をしておけばいいのか、発災したらどうすればいいのかなど、行政や地域と一体となった具体的な行動計画の周知を進めていただきたい。

◇ 市町村における取り組みの基本的な内容と進捗状況

- ・ 要支援者名簿整備について
- ・ 個人情報利用の確認について
- ・ 個別支援計画の作成について
- ・ 安否確認の体制、避難を支援する体制について
- ・ 指定避難所、福祉避難所の体制、避難所以外での対応について
- ・ 避難訓練等の実施について

◇ 発災の場合の具体的な行動計画について

◆ 喉頭摘出者に対する災害時の医療提供体制について（山梨県喉頭摘出者福祉会）

喉頭摘出者は、鼻の代わりとなる首元の気管孔から呼吸し、シャント法などでは、この気管孔を利用して発声も行います。

この命綱である気管孔や肺の保護のためには、気管孔に人工鼻といわれるカセット等を装着する必要があり、定期的な交換も必要です。

このため、災害時でも確実に必要な医療器具が供給されるよう、備蓄や供給体制の整備について早急な対応をお願いしたい。

## 2 望む場所、快適な環境で自分らしく暮らすための施策

### ◆ 障害者福祉に係る広範な情報の迅速でわかりやすい発信について

(山梨県障害者福祉協会)

#### (1) 障害者団体の情報の広報について

各障害者団体は、障害を持つ当事者やご家族等への情報提供や相談、イベント等での交流の機会づくりなどを通して、行政の障害者福祉サービスとともに障害者福祉の向上に大きな役割を担っている。

しかしながら、現在、個人情報保護法施行の影響等もあり、各団体の組織率は非常に低下し、有益な情報がなかなか当事者等に伝わりにくくなっている。

ついては、引き続き、市町村窓口での障害者手帳交付時における障害者団体情報の提供をお願いするとともに、県が発行する「障害者福祉サービスのご案内」への掲載や県、市町村における各種の広報活動など、一層積極的な広報、周知についてのご協力をお願いしたい。

#### (2) 障害者福祉に係る一元的なHPの開設、運営について

障害者福祉にかかる関係法令の整備が進み、その支援体制も整っていく中、一方で、様々な情報に触れる機会である障害者団体の組織率は低下しており、当事者やご家族における関係情報の収集は、パソコンやスマホを通じたインターネットによるところが大きくなっている。

現在、それぞれが欲しい情報を入手するためには、それをどこに当たればよいのか、その窓口を探すことから始めなければならず、情報の種類ごとで、それぞれに探っていく必要がある。

相談員が不足し、十分な対応ができていない中で、当事者などが直接情報入手できることは非常に有意義である。

このため、他県でもあるように「山梨の障害者福祉に係ることは全てここから」といえるようなHPを開設し、そこを開けば、制度もサービスもスポーツも文化も、生活のあらゆる場面の情報にたどり着けるHPの運営をお願いしたい。

### ◆ (再)「共生社会」実現を目指すための障害福祉に関わる情報提供の充実について

(山梨県手をつなぐ育成会)

「共生社会」の実現を目指すには、まず、障害福祉に関わる法制度や各種取組み、障害児者の状況などを県民全体に向け情報提供（身近な地域から）することが重要です。

そのために、県及び市町村の発行する広報誌などで、次の事項を継続的に掲載していただけるようお願いする。

- ① 我が地域の福祉事業の紹介
- ② 一般就労を支援している企業の紹介
- ③ 障害者雇用に関わる各団体事業所の紹介
- ④ 障害者自立支援協議会の要項や活動状況などの紹介
- ⑤ 障害者の生涯学習（教育、スポーツ、文化など）の紹介
- ⑥ その他、共生社会の実現に向けて情報提供、交流の促進に関する事項

## ◆ 公共運賃の割引について（山梨県精神障害者家族会連合会）

精神障害者の収入は、健常者と比較しても低い現状で、交通機関の利用を手控えています。身体障害者と同等に割引制度が適用されれば、精神障害者も交通機関を利用しやすくなります。精神障害者も他障害者と同等に扱ってください。身体や知的障害者においては、各手帳の割引が旅客鉄道(株)旅客運賃減額欄に記載されています。精神障害者にもこの制度が適用されるように、国や関係機関に働きかけていただきたい。

## ◆ 移動環境の整備について（山梨県視覚障がい者福祉協会）

### (1) タクシー利用券補助制度の充実及び福祉有償運送制度の充実について

公共交通機関の貧弱な本県では、視覚障がい者の移動にはタクシーの利用が唯一の移動手段である。現在、タクシー利用券が年間24枚ほど支給されていることは喜ばしいことであるがまだまだ病院の通院や買い物など日常の生活にとっては十分な枚数とは言えない。

又、手帳の等級が3級以下であっても車の運転はできないので、このような弱視者も日常の足としてタクシーが利用できるよう給付対象の拡大を強く要望する。

なお、県補助基準額は、中型車初乗り料金660円を使用しているが、現状は普通車初乗り730円となっており、今後の消費税率引き上げなどによる影響も含め、現状に即した補助基準額への改定をお願いしたい。

移動の手段としても一つの制度の充実が望まれるのは福祉有償運送制度であるが、県内には、この制度に消極的な市町村があり、まだ一部の地域でしか運用されていない。

同制度は、社会参加の大変大きな支えとなっている。住んでいる地域に関係なくこの制度が利用できるよう、全市町村への制度実施に向けた県からの働きかけをお願いしたい。

視覚障がい者の自立・社会参加の推進には、鉄道や路線バス運賃相当額で利用できる移動手段が不可欠であり、これら二つは県障害者幸住条例に掲げられている移動に関する合理的配慮にも該当するものと思われる。

### (2) 同行援護従業者養成及び研修事業の充実と地域格差解消について

全盲者や低視力の弱視者の単独歩行による交通事故が多発していることが社会的な問題となっており、安全な移動には同行援護従業者のサポートが不可欠である。しかし、実際に活動している同行援護従業者は少なく需要に十分追いついていないため、本制度を利用できない市町村は3分の2にも上りこれら地域での視覚障がい者の外出は極めて困難な状況である。

また、近年は、単独歩行が困難な中途視覚障がい者や重複障がい者の増加などでそのニーズは一層高まっており、このことが事態を一層深刻化している。

同行援護従業者の養成と地域格差の解消は急務であり、県内すべての視覚障がい者が、いつでも安心して本制度を活用できる環境整備が強く望まれる。

又、県主催である「同行援護従業者養成研修事業」が実施されていることは心強いが、今年度も引き続き同事業の継続実施を願うことに加え、甲府市以外での研修会をお願いしたい。これは、地域格差の解消にもつながるものと確信する。

◆ **視覚障がい者特別養護老人ホーム建設について（山梨県視覚障がい者福祉協会）**

笛吹市春日居町の青い鳥老人ホーム建設計画が浮上した当時より、この件は視協の大きな要望事項の一つだが、残念ながらその実現には至っていない。いわゆる団塊の世代が高齢化し、年々視覚障がい者も高齢化が加速する中で要介護者が増加することは目に見えており、その必要性は一層増している。

平成18年度から、国では地域密着型特養老人ホームの建設推進に力を入れているとのことだが、視覚障がい者にあっては、障がいの特性に充分配慮した施設・設備・サービスが求められ、国の方式ではニーズに充分応えられるかどうかはなほ疑問である。本県では、視覚障がい特性を充分把握している現在の青い鳥老人ホームに併設する形で設置していただけないかというのが私たちの率直な願いである。

また、介護を必要としない高齢者が青い鳥老人ホームへの入所を希望しても、市町村の措置基準が厳しいため入所できないまま要介護状態になってしまう事例が増えている。しかし、一方では、青い鳥老人ホームの定員割れが進んでいるという事実に関わり切れなさを禁じ得ない。

誰にも避けられない高齢化。視覚障がい者にあっても、安心と安らぎに包まれた環境下で人生の終末期を迎えられるよう、法制度の見直しを含めた本要望の実現をお願いしたい。

◆ **地域活動費の充実について（山梨県視覚障がい者福祉協会）**

当該受託事業では、視覚障がい者が地域活動を行うに必要な様々な研修を行うことにより、地域に住む障がい者との触れ合いが生まれ、同じ悩みを持つ者として、励ましあい、助け合う場となってきた。

研修は、社会参加をする上で欠かすことのできないマナー取得についてであったり、情報障害を補うためのIT研修会や安全な移動を確保するための歩行訓練、さらに、健康的な生活を送るための健康教室や料理研修会など、その必要性から非常に多岐にわたってきた。

しかし近年、事業費は大きく削減され、一時の20分の1となっている。

以前に比べ、福祉が向上したとはいえ、地域の障がい者が社会活動を営んでいく上で、まだまだ乗り越えなければならないバリアが存在することも事実であり、地域活動事業が果たしてきた役割を考えると、是非、事業費を増額されるよう要望する。

◆ **ろう乳幼児が手話言語を獲得・習得できる機会の保障を目指した、新生児聴覚スクリーニング検査における環境整備について（山梨県聴覚障害者協会）**

2000年から新生児聴覚スクリーニング検査を産婦人科等で行うことにより、出生直後に難聴を発見することが可能になりました。これにより早期療育や早期教育をさらに早い段階から始められることが期待されます。しかし、医師、療育機関、ろう学校の一部教員から、「人工内耳の早期施術が最善である」と一方的な情報を親に提供することにより、人工内耳手術に踏み切る例が多くあります。県内にもろう乳幼児の人工内耳装着率が高まっています。

新生児聴覚スクリーニング検査の意義が歪められている危機感を持っています。検査は

ろう乳幼児だけのためにあるものではありません。当然ながら両親のためでもあります。検査によって難聴が早期発見されることは、すなわち我が子が聞こえないという事実を受け入れるための土壌の形成につながります。そのためにはろう乳幼児のコミュニケーションを早期に確立できるよう、まずその基盤となる、親子関係をしっかりとしたものにするためにも保護者への相談支援、学習支援が必要です。

人工内耳装着の有無に関わらず、ろう乳幼児には手話言語の獲得・習得を選択する機会を提供することが重要です。現状は、手話言語を獲得・習得できる場が限られており、手話言語に触れる機会のないろう乳幼児が多くいます。

保護者が安心して適切な相談支援・学習支援を受けられ、かつ、ろう乳幼児が手話言語を獲得・習得できる機会が保障されるためには環境整備が不可欠であります。

新生児聴覚スクリーニング検査事業を全ての市町村で実施するとともに費用助成などの環境整備に取り組むか、新生児聴覚スクリーニング検査において、難聴が早期発見された場合は人工内耳装着のみならず手話言語の獲得・習得という情報を提供できる環境整備に取り組むことが大切です。

将来を見通した人生設計ができるよう正確で公平な情報提供を図るため、聴覚障害当事者、福祉関係者、行政、教育関係者、医師等を含む「社会モデル」に立脚した公的相談機関を設置してほしい。

#### ◆ 日中活動サービスにおける基本日数（原則日数）の実情に即した取扱いについて

（山梨県障害者地域生活支援事業所協議会）

障害福祉サービスの日中活動サービス（生活介護等）で、一人の障害者が利用できる日数（支給量）は、原則各月の日数から8を控除した日数（基本日数）が上限とされています。事業所としては、利用者の要望に応えることや収入の安定のために、できるだけ基本日数を開所したいところです。

しかし、月によっては祝日等が多く毎週土曜日に開所しなければならない月や、平日だけで基本日数に達する月もあります。毎週土曜日の開所となれば、職員数の少ない事業所では大きな負担となりますし、休日開所ができない月には利用者から休日に開所して欲しいとの要望があります。

については、事業運営上の理由による基本日数の特例と同様に、カレンダー上の理由によっても、1年以内の期間において、利用日数の合計が基本日数の総和の範囲内であれば、必要な月には、基本日数を超えて利用することができるようにしていただきたい。

#### ◆ 透析患者の表彰に係る副賞費の助成について（山梨県腎臓病協議会）

毎年、当協議会では、年1回の定期総会を開催し、前年度の総括、当年度の事業計画等について、各支部より会員が出席（100名位）しています。

その中で、透析年数が10年から40年間の節目に達した会員を「長期透析者」として表彰しています。副賞として2,000円のJTBカードを渡していますが、例年90名余りの対象者が該当し、100枚購入で20万円支出しています。

当協会では年々会員が高齢化等により減少していることから、健全な事業運営を進める

上で補助願いたく要望します。

#### ◆ 障がい者本位の重度心身障がい者医療費助成制度の実現について

##### (山梨県障害者福祉協会)

- 1 国において障害児(者)の医療費窓口無料化に係る負担金の減額措置を廃止するよう、県の積極的な働きかけを要望する。
- 2 国において重度心身障害者医療費助成が窓口無料方式で行われる制度が創設されるよう、県の積極的な働きかけを要望する。
- 3 国の減額措置が廃止されない現状においては、県において、これまで減額措置の補填に充てていた財源について、障害福祉の充実に全面的に振り向けたその内容を毎年開示するよう要望する。なお、開示にあたっては県の取り組み状況が的確に分かるように、障害福祉課関係分を含め、当然に県として県全体の内容をお示しいただきたい。  
また、事務フローのきめ細やかな見直しなどにより、還付に要する日数の大幅な短縮が図られるよう要望する。
- 4 併せて、還付方式による様々な負担の増大や引き続き厳しい障害者の生活環境等に鑑み、窓口無料方式による医療費助成の県独自での拡充、復活を要望する。

##### (山梨県身体障害者連合福祉会)

これまでもお願いしてきましたが、国からのペナルティーが無くなり、窓口無料化が実施されるよう、国に対して強い働きかけをお願いする。

##### (山梨県精神障害者家族会連合会)

2008年4月から「窓口無料」が実施されたが、2014年11月から償還払いとなり、障害者、その家族から「お金がないと病院に行けない」「生活が大変」などの切実な声があがったことから、2017年7月に、有志が集まり「重度心身障害者医療費の窓口無料の復活を求める会」を発足させた。

同会は、「窓口無料」復活をめざし、署名・宣伝活動を通じて大きな世論を作ること、障害者・家族の深刻な実態や県民の声を集めて国、県・市町村に要請などの運動を進めた。「子どもの医療費のペナルティー問題」では、小さい子どもたちのペナルティーがなくなった。たくさんの運動もあつてのことだが、その実態は、市町村が進み、あとから県が追認し、やっと国が動いた。

こうした構図を見れば、県と市町村が前に進まなければ、国のペナルティー解消待ちでは、全く問題は解決しない。この本質は県の主体性の問題です。県民、市民、私たちと一緒に力をあわせて頑張りたい。

##### (山梨県視覚障がい者福祉協会)

このことについては、既に還付方式による償還払いが定着しているが、利用者の一時的な経済負担と手続きが増えたことは事実である。また、視覚障がい者の就労環境は未だ厳しく、その大多数が低所得者であるのに加え、その多くが長期療養を要する疾患を

抱えている実態を考えると、やはり従来 of 窓口無料制度に優るものはない。

今後も、日本盲人会連合を通じて国へ重度障害者医療費窓口無料の制度化を粘り強く訴えていく所存であるが、県でも同様の働きかけを国に対し積極的に進めていただきたい。

また、この要望が聞き入れられない現状にあつては、ペナルティーの補填に充てていた財源について、障がい福祉の充実に全面的に振り向けるとした制度変更時の確約に基づく障害者福祉施策の内容を毎年開示していただきたい。

### 3 自らの力を高め、いきいきと活動するための施策

#### ◆ 山梨県における障害者雇用の促進について（山梨県障害者福祉協会）

県においては、昨年明らかとなった障害者雇用の不適正な実態の改善に努められているところだが、自治体はそもそも、共生社会の実現への取り組みを先導し、民間を指導する立場であることから、引き続き積極的な取り組みが行われるよう要望する。

また、雇用の状況や雇用環境の状況等について、定期的な公表を要望する。

更に、重度障害者の在宅就労など、多様な働き方を支援する仕組みや制度を検討されるところとともに、その状況を公表願いたい。

#### ◆ 精神障害者の雇用確保と賃金アップについて（山梨県精神障害者家族会連合会）

精神障害者雇用における賃金は、健常者と比べると低く、社会生活を営む水準に達していません。本人が働く意欲を持っていても現実には厳しい状況です。県では、平成30年度から「第3次山梨県障害者工賃向上計画」を策定しています。その中で農福連携がありますが、農作業だけではなく是非他業種との連携を図り、雇用の確保と賃金アップに繋げて頂きたい。

#### ◆ 就労環境の改善・整備について（山梨県視覚障がい者福祉協会）

視覚障がい者にとって、職業的・経済的自立も長年にわたる問題であるが、従来、視覚障がい者の多くはあん摩マッサージ指圧師鍼師灸師(以下「あはき師」)に従事して生計を立ててきた。

しかし、ご存知のようにここ数十年、あはき師の業界にも晴眼者のあはき企業進出や無資格医業類似業者の急増など、視覚障がい者の就業者にとっては逆風が吹き荒れている。

とりわけ、無資格者の横行により有資格者の生計が著しく脅かされている実態は看過しがたく、到底納得できるものではない。

無資格者の施術行為によって健康被害を受けた事例が多数報告されているが、山視協では、今年度も県民の健康を守るという意味合いも込めて8月の9日鍼灸の日に合わせて無資格者撲滅キャンペーンを計画しているので、今年度もぜひ県の協力をお願いしたい。

次に、「視覚障がい者就労支援センター」設立に関する要望であるが、有資格者のあはき師であっても県民の健康と疾病の予防治療を目的とする以上、常にそのスキルアップが求められている。時代のニーズに対応するための再教育や再訓練など、資質の向上を図る場が必要となってくる。

一方で、視覚障がい者の就労支援に関するニーズは、重度障がい者や重複障がい者への就労支援や中途障がい者の職場復帰に関する相談や訓練など多岐に亘っている。

このような観点から、様々な機能を合わせ持つ「視覚障がい者就労支援センター」の設立の必要性を痛感している。全国的にもこのような施設の設立を求める声が高まりつつある。本県においても4か所の障がい者就業支援センターが存在するが、視覚障がい者には対応できていないのが現状である。

一日も早い視覚障がい者に対応した就労支援センターの設立を切に要望する。

◆ 障害者雇用における障害の種別ごとの雇用率及び等級ごとの内訳の把握について

(山梨県聴覚障害者協会)

県では障害者雇用の水増しが発覚したが、障害者雇用全体での障害の種別や等級ごとの雇用率の内訳データの把握は出来ない状況です。雇用率に隔たりがないか調査し把握することが必要であり大切です。

県内ハローワーク等職業関係機関、市町村自治体にも調査依頼を行うことで雇用率の確認が出来るようお願いしたい。

◆ 障害者雇用の改善や新たな雇用の創出に向けての取り組みの継続について

(山梨県手をつなぐ育成会)

県は、自らの取り組みと同時に、県全体の雇用促進の旗振りをして頂きたい。併せて、地域生活支援の充実をお願いします。

知的障害者は、その特性から、採用試験において不利な状況があります。また、職種などへの配慮や、職場に適応するための支援が必要です。更に、就労だけでなく生活面での支援も重要です。

そのためにも、就労移行に向けて、地域における就労継続・就労移行支援、自立訓練グループホーム等、多機能的な支援ネットワークがとれるよう体制の整備をお願いします。

◆ 文化芸術活動を通じた社会参加への支援について (山梨県障害者福祉協会)

文化芸術活動については、障害者文化展や障害者の主張大会、障害者芸術・文化祭の開催などとともに、ふれあい創作活動が推進され、更には、アール・ブリュットの普及に向けた取り組みも進められている。

そのような中、県においては、文化芸術基本法の改正を契機として、また、昨年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」も勘案され、山梨県文化芸術基本条例を制定、施行されたことには、大きな期待を寄せる場所である。

については、今後の計画づくりや事業の実施に当たっては、具体的な障害者の活動の状況や必要な環境整備の状況など十分に調査分析されるとともに、今までなかなか光が当たらず支援の手が届いていない「文芸」などの分野についても積極的な取り組みが行われるよう要望する。

◆ (再掲) 障がい者スポーツ施設を兼ね備えた障がい者交流センター設立について

(山梨県視覚障がい者福祉協会)

視覚障がい者のスポーツに対するニーズは年々高まり、スポーツ人口も増加している。特に来年8月に開かれる東京パラリンピックもあって、社会からも多くの関心が寄せられてきている。

しかしながら、本県に目を向けてみると県内のスポーツ施設は、設備面や場所、交通アクセス等多くの点で視覚障がい者が利用可能な施設とは言えない。

現在本会では、グラウンドソフトボール部、サウンドテーブルテニス部が年間を通して活

動しているが、それぞれ練習会場やトレーニング場の確保、用具の収納場所などに大変苦慮している。グラウンドソフトボール部では、規定以上の広さがあること、土のグラウンドであること、視覚障がい者のプレイに危険が無いこと、交通アクセスの良いこと、使用料が安価であることなど、条件に合う会場を毎週確保するのは大変困難である。

また、サウンドテーブルテニス部では、臨時的に山梨県福祉プラザのホールをお借りしており、山障協のご尽力により今年度から練習台2台の設置が認められるようになったが、スポーツ施設ではないため練習日や練習時間が他団体の活動状況により制限されること、冷房設備が無く夏季の練習に不安があること、更衣室やシャワー設備が無いことなど多くの課題を抱えている。

なお、県内にはサウンドテーブルテニスの卓球台が5台ほどあるが、設置場所や収納場所が無いことから、状況をご理解いただける民間の倉庫に保管をお願いするしかなく、全く活用できない状況である。

また、ボランティアセンターが閉鎖されてしまった今、これに代わるべき新たな施設の整備も急務である。

そこで、以下の条件を満たす「障がい者スポーツ施設を兼ね備えた障がい者交流センター」の整備を強く要望する。

- (1) ホールや会議室、学習室、多目的室など交流センターとしての機能を充分備えていること
- (2) 安心して利用できるよう様々な障害に応じたきめ細やかな配慮がなされていること
- (3) 各障がい種別に特化したスポーツ施設や器具が整備され、必要十分なスペースとスポーツ活動に必要な各種機能が備えられていること
- (4) 障がい者が優先的に利用でき、ハード・ソフト両面で安全に利用できる環境が整っていること
- (5) 整備場所が視覚障がい者にも利用しやすいよう、公共交通機関の充実した地域であること(甲府駅に近いことが望ましい)
- (6) 夜間や土日など社会人のニーズにも配慮した利用時間の設定がなされること

なお、このような施設は、規模等の違いはあれ関東周辺のすべての都県に整備されており、本県においても一日も早い整備をお願いするものである

#### ◆（再掲）やまなし地域づくり交流センター（仮称）整備事業について

（山梨県障害者福祉協会）

先般、知事が表明された交流センター事業については、旧ボランティアセンターの有効活用を図るとともに、その利活用方法によっては、共生社会の一層の推進に寄与する有意義なものとなることが大いに期待されるところです。

障害者の社会参加活動に当たっては、かつての福祉施設「かえで荘」の機能を果たすものもありませんし、交流のための場さえも確保されていない。

さらに、各県には備えられている障害者用のスポーツ施設さえも無い状況である。

このため、従前から、交流施設、スポーツ施設の整備を要望してきたところであり、この検討については引き続きお願いするところですが、今回の交流センターの整備に当たっては、障害者の交流の場、軽スポーツが行える場等、共生社会づくりに資する機能を是非と

も備えていただけるよう強く要望します。

◆ **障害者スポーツの推進について（山梨県手をつなぐ育成会）**

県内のスポーツ施設全般について、障害者等の利用上の利便性や安全性の向上を図っていただきたい。

また、県や市町村及び各教育委員会はもとより、関係機関に対して、障害者スポーツの推進にご協力いただけるよう、情報提供や啓蒙活動をサポートいただきたい。

更に、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に、様々な障害者スポーツ競技が話題になっていますが、県内には、そうした競技を知らない方々もたくさんいることから、興味を持った方々に、競技や競技団体の紹介等の機会を広げていただけると、今後の競技人口の拡大にもつながります。

子どもやお年寄りも含め、スポーツをみんなで楽しめる場の拡大に取り組んでいけると好いです。

◆ **公共体育施設の使用料減免について（山梨県障害者スポーツ協会）**

収入の少ない障害者アスリートを支援し、障害者スポーツの振興を図るため、公共の体育施設の使用料の全額減免の実現を要望する。今後における県の考え方や県教育委員会との相談の状況についてもお示しいただきたい。

◆ **地域でのスポーツ教室の実施について（山梨県障害者スポーツ協会）**

県において、今年度は、パラスポーツを紹介する機会がいくつか設けられ、一部の競技については、県民の皆さんの理解が少しずつ進んできている。そもそも障害者が心豊かに生きがいをもって生活できるようにするために、スポーツの持つ意味は非常に大きく、より身近な地域においてスポーツに親しむことができる機会づくりが求められる。

一方、スポーツ指導員を志す多くの方々には、養成研修を受講していただき、相当数の登録をいただいているところであり、障害者スポーツを支える体制は整ってきたところである。

このため、指導員の協力による各地域でのスポーツ教室の実施により、障害者スポーツの一層の普及振興が図られるよう引き続きお願いする。

◆ **障害者スポーツの一層の普及、強化について（山梨県障害者スポーツ協会）**

全国障害者スポーツ大会では、12の団体競技が行われているところですが、現在、山梨県は、6競技へのエントリーが精一杯の状況である。

これは、大会への出場結果という意味の他、本来的に障害者にスポーツがどう普及しているのか、これを支援する体制がどう整っているかを表す指標ともなるものである。

山梨県においては、2031年に全国大会の開催が予定されるところでもあり、これを目指した計画的な取り組みが必要である。

このため、東京オリ・パラに向けては出来なかった計画的、効果的な取り組みが、関係者の総力で取り組んでいけるよう、計画的、積極的な取り組みをお願いするとともに、今後の具体的な方針についてご教示いただきたい。

◆ 小瀬、緑が丘スポーツ公園体育施設への障害者スポーツ用具の設置について

(山梨県障害者スポーツ協会)

現在、県等のスポーツ施設に、サウンドテーブルテニス台やゴールボールのゴールなどの障害者スポーツ用具の設置がないことから、福祉プラザや支援学校など体育施設以外で練習等を行わなければならない。

S T T (サウンドテーブルテニス) 台の取り扱いに至っては、保管場所もないことから、協会所有の1台については、小瀬・中銀スタジアム2階の倉庫に収納しているが、練習のためには、8人ほどで降ろさなくてはならないため、視覚障がい者が利用できない環境にある。

スポーツ基本法にも盛り込まれている「自主的に、積極的にスポーツができる配慮」が必要であり、この点についての県の考え方をご教示いただくとともに、障害者スポーツ用具の設置を要望する。

併せて、夜間などでも障害者が安全に集まることができ、当該用具が安全に使用できる運動環境の整備を要望する。

◆ 障害者スポーツ競技のアスリート養成・強化について (山梨県障害者スポーツ協会)

障害者スポーツについても、より多くの方々への普及啓発と、パラリンピックを頂点とした競技スポーツへの選手強化などが、相乗的に効果を発揮しながら振興される。

スポーツ指導員による普及啓発が推進されるなどにより、H29年度においても、知的バスケットでは、2名の全日本候補選手を輩出している他、水泳競技などにおいても、パラリンピック出場を期待される選手が活躍している。

今後、県においては、国体に向けて目標設定の上で選手強化が行われているように、障害者スポーツについても各種の目標設定を行うとともに、この達成のため、全日本や世界大会、更には、パラリンピック出場に向けても、指導強化、合宿遠征、大会参加等を通じた選手強化を図るため、障害者スポーツ協会をはじめ、各障害者スポーツの競技団体に対する支援措置を講じていただきたい。

また、支援に対する県の考え方や検討状況についてご教示いただきたい。

◆ 障害者スポーツセンター(仮称)の整備について (山梨県障害者スポーツ協会)

このことについては、平成27年に知事に要望し、以降も毎年要望しているものですが、本県の障害者スポーツが置かれている現状についてのご認識とこれに基づく今後の取り組みの方向性をお示し願いたい。

厳しい財政環境であることは理解するところではありますが、要望時にもお話をいただいたように、現状の分析や今後の具体的な方向性を是非ご検討いただきたい。

障害者にとっては、他県では整備されているスポーツ施設もなく、会場確保もアクセスも相当の不便を強いられている上に、用具等の準備もままならないスポーツ環境の中、それぞれの競技団体や有志の方々には、それぞれの自助努力により、なんとか活動が続けているところである。

また、東京オリ・パラ2020に向けても、他県のような振興計画はなく、普及も競技力の向上もましてや環境づくりに至るまで、それぞれの自助努力にかかっているといった状況であります。今後の共生社会実現に向けても、更に、2031年に予定される本県での全国障害者スポーツ大会に向けても、今後より計画的な取り組みが行われるよう強く要望する。

更に、今後の総合球技場建設に向けた議論におきましては、引き続き、障害者などからの観点も踏まえた「みんなの球技場」といった議論や、付帯施設についての効果的な整備、活用についてもよろしくご検討をお願いする。

いずれにいたしましても、整備が進んでいる近県や全国の状況も勘案していただき、障害者スポーツセンター、また同等の機能の整備等について早急な検討を行い、障害者がスポーツに親しむことができ、更に自立、社会参加に繋がる環境づくりを推進されるよう要望する。

#### 4 施策推進のための環境づくり

##### ◆ 予算編成と執行について（山梨県障害者福祉協会）

当協会における障害者福祉関係事業の推進については、県の様々なご指導、ご支援をいただく中で、その円滑、効果的な執行に努めているところである。

また、今後の県事業の執行においても、それぞれの事業環境の変化等を踏まえながら最大の事業効果が得られるよう、お示しいただく予算の効果的、効率的執行に努めて参りたいと考えている。

一方、障害者社会推進センターの事業や各委託事業については、必要十分な事務執行経費がいただけていないことから、自己財源の乏しい協会の運営に大きな影響を与えているところである。

については、来年度予算の編成作業におきましても、県財政当局への予算要求に当たり、各事業の現状分析、方針策定時などに、執行の実情や改善についてヒアリングの機会を設けていただくようお願いしたい。

また、編成される予算の数値だけではなく、内容と考え方、方針などについて、その内容を十分理解した上で遺漏なく執行できるよう、予算編成中や編成後可能な限り早期の説明等がいただけるようお願いする。